



PRESS RELEASE



平成 28 年 5 月 25 日

各 位

東京都台東区蔵前1丁目5番1号
株式会社 カーチスホールディングス
代表執行役社長 松本 光章
(コード番号 7602 東証第2部)
執行役 高田 知行
電話番号：03-3239-3185

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 29 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、グループ会社の集約と業務効率向上を図ることを目的として、現行定款第 3 条の本店所在地を現在の台東区より千代田区に変更いたします。

なお、本店所在地につきましては、第 28 回定時株主総会の決議により、「東京都台東区」から「東京都港区」に変更すること、当該定款変更の効力発生時期を「平成 27 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日」とすることをご承認いただきましたが、経済条件、立地条件、利便性等を考慮した上で、千代田区への本社機能移転が最適であると判断し、「東京都港区」への変更に係る上記取締役会決議は行いませんでした。

上記に伴い、現在定款上の本店所在地である「台東区」を「千代田区」へ変更し、残存した附則を削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 2 条 (条文省略) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>台東区</u> に置く。	第 1 章 総 則 (現行どおり) (本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。

<u>附 則</u> <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> <u>第3条の規定変更は、平成27年12月31日までに</u> <u>開催される取締役会において決定する本店移転日</u> <u>をもって効力を生ずるものとし、本附則は、当該</u> <u>本店移転日の経過をもってこれを削除する。</u>	<u>(削除)</u>
---	-------------

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成28年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 平成28年6月24日(予定)

以 上